

## 用 語 集

この計画で使用する用語等の意味は次のとおり。

	用語	定義等
ア 行	安否情報	避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否に関する情報
	安否情報省令	武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成 17 年総務省令第 44 号）
	N B C 攻撃	<b>Nuclear</b> （核）、 <b>Biological</b> （生物）、 <b>Chemical</b> （化学）の兵器を用いた攻撃 （参考）CBRNE Chemical（化学）、Biological（生物）、Radiological（放射性物質）、Nuclear（核）、Explosive（爆発性）の総称
	応急公用負担	行政機関が武力攻撃への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときに、第三者に対し正当な補償の下に物的な負担を求めること
カ 行	火災・災害等即報要領	昭和 59 年 10 月 15 日付け消防災第 267 号消防庁長官通知
	危険物質等	引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質（生物を含む。）で政令で定めるもの
	基本指針	国民の保護に関する基本指針（平成 17 年 3 月 25 日、閣議決定）  国民の保護のための措置に関する基本的な方針、国民保護計画等の作成の基準となる事項に加え、想定される武力攻撃事態の類型を「着上陸侵攻」「ゲリラや特殊部隊による攻撃」「弾道ミサイル攻撃」「航空攻撃」の 4 つに分類するとともに、これらの類型に応じた避難、救援、武力攻撃災害への対処などの措置について定めたもの
	救援の程度及び基準	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準（平成 25 年内閣府告示第 229 号）
	緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なもの
	緊急対処事態対策本部	寒川町緊急対処事態対策本部  内閣総理大臣から緊急対処事態対策本部の設置について指定を受けたときに、町長が設置するもの

	用語	定義等
カ 行	緊急対処保護措置	緊急処理事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第 22 条第 3 項第 2 号に掲げる措置（緊急処理事態対処方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施する被害の復旧に関する措置を含む。）  【緊急処理事態対処方針】 緊急処理事態に至ったときに、政府が定める緊急処理事態に関する対処方針
	緊急通報	武力攻撃災害緊急通報  武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため知事が発令するもの
	緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民の保護のための措置の実施に当たって必要な物資及び資材
	国の対策本部	武力攻撃事態等対策本部  対処基本方針が定められたときに、当該対処基本方針に係る対処措置の実施を推進するため、内閣総理大臣が、閣議にかけて、臨時に内閣に設置するもの
	国の対策本部長	武力攻撃事態等対策本部長（内閣総理大臣）
	警戒区域	町長が、武力攻撃災害による住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときに設定する関係者以外の立入りの制限若しくは禁止又は退去命令を行うことができる区域
	警察官等	警察官、海上保安官又は自衛官
	警報	武力攻撃から国民の生命、身体又は財産を保護するため、緊急の必要があると認めるときに、国の対策本部長が基本指針及び対処基本方針の定めるところにより発令するもの
	県国民保護計画	国民保護法第 34 条に基づき神奈川県が作成する県の国民の保護に関する計画
県対策本部	神奈川県国民保護対策本部  内閣総理大臣から国民保護対策本部の設置について指定を受けたときに、知事が設置するもの	
県対策本部長	神奈川県国民保護対策本部長（神奈川県知事）	

	用語	定義等
カ行	国際人道法	第1 ジュネーヴ条約、第2 ジュネーヴ条約、第3 ジュネーヴ条約、第4 ジュネーヴ条約、第一追加議定書、第二追加議定書等の総称
	国民保護措置	国民の保護のための措置  対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する国民保護法第2条第3項に掲げる措置（同条第6号に掲げる措置にあっては、対処基本方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施するものを含む。）  【対処基本方針】 武力攻撃事態等に至ったときに、政府が定める武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針
	国民保護法	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）
	国民保護法施行令	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）
サ行	町国民保護協議会	町長の諮問に応じて町の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項を審議し、また、これらの重要事項に関し、町長に意見を述べるために国民保護法第39条に基づき設置された附属機関
	町国民保護計画	国民保護法第35条に基づき寒川町が作成する町の国民の保護に関する計画
	町対策本部	寒川町国民保護対策本部  内閣総理大臣から国民保護対策本部の設置について指定を受けたときに、町長が設置するもの
	町対策本部長	寒川町国民保護対策本部長（寒川町長）
	指定行政機関	武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令で定められた次の機関  内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、デジタル庁、総務省、消防庁、法務省、出入国在留管理庁、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省及び防衛装備庁
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの	

	用語	定義等
サ 行	指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令で定めるもの
	指定地方公共機関	都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて県知事が指定するもの
	消防機関	茅ヶ崎市消防本部、茅ヶ崎市消防署及び寒川町消防団
	生活関連等施設	① 国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの（発電所、駅、空港等） ② その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設（ダム、原子力事業所、大規模な危険物質等取扱所）として、国民保護法施行令第 27 条に規定する施設
	相互応援協定	災害が発生した場合において、応援措置を円滑に実施するために、あらかじめ自治体間で締結した協定
タ 行	ダーティボム	放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾
	第一追加議定書	1949 年 8 月 12 日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書 I）（平成 16 年条約第 12 号）
	地域防災計画	災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、地震災害対策、風水害等災害対策、特殊災害対策等について定めた計画
	同報系防災行政用無線	屋外拡声器や戸別受信機により、町から住民に対して災害情報等の伝達、広報及び指示を行うことを目的とした無線通信網
	特定物資	救援の実施に必要な物資であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの
ハ 行	避難実施要領	避難の指示があったときに、町長がその国民保護計画で定めるところにより避難の方法に関する事項、避難住民の誘導に関する事項等について定めたもの
	避難住民等	避難住民及び武力攻撃災害による被災者
	武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃
	武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

	用語	定義等
ハ 行	武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態  【政府見解】 「武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態」とは、その時点における国際情勢や相手国の軍事的行動、我が国への武力攻撃の意図が明示されていることなどからみて、我が国への武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していることが客観的に認められる場合をいうもの
	武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態  【武力攻撃予測事態】（政府見解） 武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態 その時点における国際情勢や相手国の動向、我が国への武力攻撃の意図が推測されることなどからみて、我が国に対する武力攻撃が発生する可能性が高いと客観的に判断される場合をいうもの
ヤ 行	要支援者	高齢者、障害者その他特に配慮を要する者等で、自ら避難することが困難な者であってその円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要としている者